



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

東京事務所:東京都千代田区神田多町二丁目11番地カツムビル7F702

(TEL)06-6210-1270

(TEL)03-3525-8282

HP:http://task-legal.or.jp



TASK

★今号のTOPIC★ 医療法人の附帯業務事業所の開設について

医療法人が新たに障害福祉事業所や介護事業所を開設する場合、事業開始前に定款変更の認可を受ける必要があります。また、福祉・介護等を所管する行政でも医療法との関係性に注意しながら、指定を受ける手続きが必要です。

今号では、医療法人が障害児通所支援事業を開設する場合を例に、手続上注意すべき点を解説します。

附帯業務については、**TASK NEWS LETTER Vol.23 (2022年9月号)** もぜひご参考ください！

【1.障害児通所支援事業とは】

障害福祉事業所などの施設に通う障害のある子供に対して、日常生活における基本的な動作のトレーニングや知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業です。

《対象者》

①児童発達支援・・・未就学児（小学校就学前の6歳まで）

②放課後等デイサービス・・・小学生から18歳未満の児童



【2.医療法関連手続での注意点】

(1)余裕をもった定款変更の申請スケジュールをたてましょう

医療法人が新たに障害児通所支援事業を行う場合、事業開始前に定款変更をして、定款及び履歴事項全部証明書等の目的等欄に「障害児通所支援事業」を記載する必要があります。定款変更の認可申請には、通常約2～3ヶ月の期間を要します。また、障害福祉事業所の指定申請は、事業開始の2～3ヶ月前に行うようスケジュールが決められていることが多く、申請の際には、障害児通所支援事業を行う旨の記載がある定款と法人の履歴事項全部証明書が必要になります。そのため、実際の手続の流れとしては、事業開始の半年前には医療法人の定款変更認可申請を行い、認可後に障害福祉事業所の指定申請の準備をすることになります。

(2)医療施設と福祉事業所の区画を明確に区分けしましょう

医療施設は他の施設と機能的かつ物理的に明確に区画されていること、と指導されています。例えば、診療所と住居や他の事業所が併設されている場合、入口を分ける、ドアの鍵をかけるなどして内部で自由に行き来できないようにするなどの対応が必要です。厚生労働省の通知では、病院や診療所と障害福祉施設が併設されている場合、一部施設を共用することが認められていますが、あくまでも判断は医療機関を所管する保健所に委ねられています。診療所の一部を使って障害児通所支援事業所とする場合は、必ず事前に他事業所としての使用の可否を保健所に相談しましょう。

【3.児童福祉法関連手続での注意点】

(1)人員基準をクリアしましょう

障害児通所支援事業所には、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員等の配置が必要です。これらの職種には最低必要な人数や資格・実務経験が定められており、その全員を医療施設の業務と兼務する勤務体制を組むことはできません。多くの場合、新たな専任のスタッフの採用が必要です。

(2)施設基準をクリアしましょう

障害児通所支援事業所には指導訓練室、事務室、相談室等が必要です。また、指導訓練室は各行政で「児童1人に対して3㎡以上」などの基準が設けられています。障害児通所支援事業所の最低定員は原則10人以上と規定されているため、少なくとも指導訓練室だけで30㎡以上が必要になります。

(3)他の法律の規制もクリアしましょう

上記(1)(2)の基準のほか、事業所建物の用途地域、事業所各部屋の採光・換気面積の確認、建築確認済証や防火対象物使用開始届等、他の法律の規制をクリアしていることの証明資料の準備が必要です。

【4.おわりに】

上記のとおり、医療法人が附帯業務事業所を開設するには、スケジュールの中で、様々な法律で求められる基準をクリアしなければなりません。障害福祉事業所の立ち上げを検討される際は、早めに専門家にご相談されることをおすすめいたします。

より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC「医療法人とMS法人の関係について」

